

II 資料紹介 II

検地仕法

——江戸時代の検地の図と実際——

多 仁 照 廣

(税務大学校租税資料室
研究調査員)

はじめに

検地は、いうまでもなく江戸時代の租税の基礎であった。それは土地丈量であったばかりでなく、検地帳に名請されることにより、租税の負担者とされ、「本百姓」として公権力に認められた農民と看做される、幕藩制社会の基礎をなすものでもあった。また、日本近代資本主義の基礎を形成したと評価される明治六年よりの地租改正も、太閤検地とそれに続く江戸時代の検地によって、地租が創定されていたが故に、「改正」事業であった。

現在、税務大学校租税資料室の展示室には、江戸時代の検地の具体的様子を見ることのできる図と、地租改正の実際を知ることのできる図が展示されている。いずれも複製品であり、前者の江戸時代の図は、信濃国筑摩郡神戸村の村役人であった丸山角之丞が、天保五年（一八三四）に画いたもので、現物は神奈川県藤沢市文書館に寄託されている。後者の「文明開化地租改正地面測量改之図」は、明治九年（一八七六）に、秋田県第七大区（雄勝郡）地租改正総代茂木亀六が、土地丈量をしている自身を描かせたものといわれ、現物は秋田県立博物館に所蔵されている。

この二つの図を見較べると、服装や道具に多少違いはあるものの、十字見切法など測量技術においてはあまり変わらない。しかし、地租改正の方は民間人のみによって行われている点、が最も違う。

丸山角之丞の手になる検地の図は、北島正元編『土地制度史』Ⅱ（山川出版社）の口絵に掲載された、信濃国筑摩郡今井村高山三千彦文書の天保五年「検地仕法御請証文」中の図と同じである。

しかし、この高山文書中の図と丸山角之丞の「検地仕法」の図と比べると、高山文書にある筆持が「検地仕法」にはないが、「検地仕法」の図の方が、図そのものまとまりがよく、また、高山文書の図にはない、縄引きが「検地

「仕法」の図にはある。

この度、この「検地仕法」を紹介するのは、『土地制度史』Ⅱの出版時点で、江戸幕府による検地の実況を記録した唯一の図とされた、天保五年の今井村と古見村の係争地に対する検地の図は、神戸村丸山文書にある「検地仕法」の図の方が優れていると考えられること。この図の複製が、藤沢市文書館ならびに原藏者の丸山久子氏（元成城大学教授）の御好意により、租税資料室の調査活動の成果の一つとして、展示室に掲示されたこと。また、いわばこの再発見が契機となり、江戸時代の検地の図を代表するものとして、吉川弘文館発行の『国史大辞典』第五巻に収載されたことによる。

併せて、角之丞が、弘化二年（一八四五）に行われた検地を記録した史料の文中に、農民の検地に対する本音が吐露されているので、これも紹介したい。

検地仕法の成立事情と特色

「検地仕法」は、『土地制度史』Ⅱ（七一頁）で大石慎三郎氏が述べられ、また「検地仕法」の巻頭の「御検地次第」で述べられているように、天保五年、松本藩御預所の信濃国筑摩郡今井村より内藤駿河守領分古見村へかかる用水新堰出入の土地に行われた検地の時、^{〔1〕}該地に作出していた小又、神戸新田、神戸の三ヶ村分（いずれも松本藩御預所）についても検地を請けた際の記録である。

問題の村々は、乗鞍山麓より流れ出た鎖川が、松本盆地に出た付近にあり、奈良井川との合流点に近い今井村と古見村の用水新堰出入は、幕府評定所に持ち込まれた。幕府より御勘定方が検地奉行として係争地に派遣され、天保五

年八月二十一日に検地が開始された。

図(彩色)には、先づ検地場所へ、案内(角之丞)の先導により向かう御奉行一行が画かれている。検地道具等の外に、茶釜や茶道具を担っている姿が面白い。次に、検地の場所ですら実際に検地を行っている情景が、変形の土地を「均見(ならしみ)」によって矩形にして、「十字」によって上下・左右に張られた「(検地)縄」の交点を直角に取り、縦横間、横間と一筆毎に計測している。一筆毎の面積が完全には正確ではなく、近似値であったことがよくわかる。

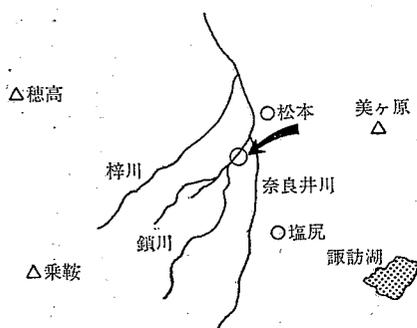
検地の図に続く文には、細見・梵天・十字・縄の使い方の外に、検地役人の音声が記されている。

すなわち、実測の際、検地役人が、絵図持ちに対して「元歩」と呼ぶ。「元歩」つまり従前の等級面積を読み、その土地の名請人の名を読み上げる。それを書留の者が書き留めると、縄引に声をかける。縄引が縄を引っ張り、「杖(間竿)」によって縄の長さを計測し、役人が「長」と呼べば、「長」と答えて、「何十何間何尺何寸」と読みあげる。それを受けて、「三方(図では三角)」の役人が「御書留読合ス」と答え、「其事其事」または「うけたり」などと、確認をする。

この間、検地御奉行は、「畑くろ」すなわち畑の畔の床几に腰をかけて見ているのである。

こうした検地の際の音声のやりとりについては、従来、高島緑雄「検地を記録する農民―近江国伊香郡重則村天保二年検地の一齣―」(明治大学近世近代史研究会編『歴史論』六号 昭和五十四年)に紹介された、重則村年寄

検地の場所概念図



周次の記録した「御検地に付御用留」・「江州伊香郡重則村検地絵図面」にも記録されている。

また、「検地仕法」の「検地道具有増」には、検地の道具の図が記されている。これも細かに描写されていて、殊に「梵天」の紙の折り方は、従来一般に知られる安藤博編『徳川幕府県治要略』にある短冊を束ねただけのものとは違う。

従来、江戸時代の検地の図については、『徳川幕府県治要略』所載の図が最も知られているが、これに対しては、江戸時代の実際を必ずしも描いていないのでは、という疑問が提出されている。⁽²⁾また、明治大学刑事事博物館に所蔵される葛飾北斎の嘉永五年（一八五二）「地方測量の図」も立会の農民の姿がなく、実況を忠実に描いたものとはいえない。

検地を受けた農民の目から見た検地の実際の図が、最も検地の実態を示すと考えられる。そうした図はあまり多くなく、現在知られているものには大石慎三郎氏紹介の天保水戸藩検地を描いた水戸市の平戸郡治氏所蔵のもの⁽³⁾、この「検地仕法」、それに高島祿雄氏前掲論文に紹介された天保二年近江国伊香郡重則村（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵）のもの⁽⁴⁾がある。なかでも、「検地仕法」の図は、観察が細かく、場所への移動と検地の場面と、図に展開があり面白い。

この検地を請けた神戸村では、天保五年九月「乍恐以書付奉願上候」に見られるように、検地を請けた土地は、荒畑で地味が悪いので、本途に組み込まないで、小物成米永という付加税にして欲しいことを願っている。⁽⁴⁾この結果は、年貢関係の史料があまり丸山文書には残っていないので、何んとも言えないが、文久元年「当西御年貢可納割附之事」には、天保五年すなわち「午」年の高入の記載はない。

むしろ、弘化二年の「巳高入」に問題がある。

「小前乱妨一件」と検地

「検地仕法」の作者丸山角之丞は、その十年後の弘化二年三月に「川原新開検地」という検地の記録を残している。角之丞はその末尾に、

何事も片寄るハあしく、(悪)村中にて(筆者註、以下同じ)教多の人の地先も持居るとりんぎすくるし、巷二人へ地先かたまり候へば、おん(権気)でんなぞとい立、お高を請る、帳面になり候へば、まんごまつ(孫手)だい其帳のなくなる事なし、かけてもな(欠)かれても(憑)役元に帳のこり、娑婆のあらんかぎり(憑)せめられ道具ニなり、村の油をぬくとも、人のことわざにいふ、田地持もあすハ無高となるなど申せども、そうもはかもゆかず、同人ま(持通)ちどうに思ひ、小前のうち気丈のものありて小作仕ながら出入になし、高入となり候へば、是迄まける上納も、まけな(勘弁)んでとられる、地親も小作も(詰)つまりになる、かんべん(勘弁)したらよかるうけれど、そうそうもかんべんのならぬもの、紙のあまりあるゆへに、此文書しるし置ぬ

一笑庵

○覚

と記している。

右の文の内容から類推すると、神戸村では田地持と無高との間に、川



原新開に関して対立があり、その対立の故に、争論を解決するために検地が行われた。角之丞は、これを争ったために反って孫子・末代まで残る検地帳が作成され、高入となり年貢を納めねばならなくなったことを、どちらかと言えば傍観者的に批判的な目で見ていることがわかる。

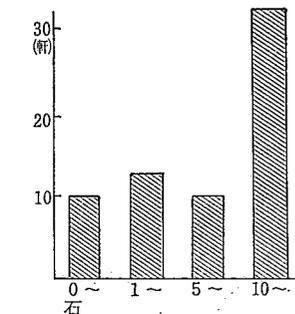
神戸村は、文久元年の年貢割附状でみると村高四四二石余の村であった。

文久二年の宗門人別帳によれば、家数は六十四軒で、本百姓四十五軒・水呑（無高）十八軒・神主一軒という内訳であった。持高階層は別表の通りであるが、丸山藤三郎、友右衛門家が、八十三石余、五十石余を持ち、次が二十石代であることを考えると、この二軒が群を抜いている。

丸山氏は戦国の武將の系譜を持ち、神戸村の大高持層を形成していたが、天保九年二月、小前惣代諫右衛門、源四郎等四十三人が、百姓代藤三郎、与頭何右衛門（友右衛門祖父）を相手取って、木曾川（奈良井川）の河原の新開地をめぐる争論となった。小前側の要求は、河原に新開を認めさすことにあつたが、相手の大高持二軒は、河原は株場で本田を養うのに必要な土地だとして譲らず、ために両者が対立したのである。結果は、嘉永元年「為取替一札之事」によれば、内済が成立し、四人の小前の土地の所持が認められ、残りの係争地は、村役人が貰い請け、御宮の修覆料とすることになった。

この「小前乱妨一件」があつた同じ年、天保九年十一月の「信州筑摩郡神戸村極難家別取調帳」によれば、家数五十七軒の内、三十九軒が「極難取続難」とされている。こうした経済状況下で、諫右衛門以下の「水呑ニ而持地等

文久2年(1862)神戸村階層構成



(文久2年神戸村宗門人別帳に拠る)

は無御座もの」にとつては、新開への希望は強く、「古老が申伝候儀」という伝統的な權威を背景に、本田大高持が、本田を養うための株場を確保しようとしたのと対立したのである。

この小前と大高持の争いの狭間で、七石余の持高で中間的立場であった百姓代角之丞の目は、争いを目の前にしながら冷静であった。両者が土地争いの結果、どっちへ転んでも検地を請け、検地帳に名づけされることによって、「娑婆」のある限りは、年貢という「せめられ道具」になる。騒がなければ目こぼしもできようものを、かえって上納させなければならなくなり、自分で苦しい結果を招いていると述べている。

むすび

「検地仕法」や「川原新開検地」を書き残した丸山角之丞は、検地の図や「川原新開検地」の末尾に記した漫画を見ても、かなりの風流人であったことを想像させる。年貢を徴収する村役人としての丸山角之丞こと「一笑庵○覚」の、土地争いの結果が、いわば課税調査の端緒となったことへのちょっと皮肉な落話の笑いに、課税を回避しようとする農民の検地に対する本音を垣間見ることができよう。

(1) この検地の時、今井村は神戸村に、検地費用として、百五両もの借金をしている。(天保五年「今井村御検地ニ付、借用

金証文并掛合之始末日記」丸山角之丞筆)

また、この検地の折、古見大池原という二十二ヶ村入会地の新開が願い出られ、井路を變更の上、新開が認められた。もともと、初発願人の内、一部は開発を断念し、残りの人達によって開発が行われた。神戸村にかかわる入会地の開発の外に、この地域でこの頃盛んに株場の新開が行われたことがわかる。

為取替規定証文之事

信州筑摩郡古見・大池両村地先字古見大池原と唱候式拾二ヶ村入会無境之芝地、八分通新開一村切開之儀、去ル天保五年御檢地為御用御勘定様御越被遊候節、高遠御領分古見村名主定兵衛外七人々奉願上候処、地所御糺之上、翌末年御下知濟ニ相成、水源井路之儀ハ、尾州様御領分木曾萩曾村地内尾頭沢・鼻たらし沢之流水操穴ヲ以、古見村山内ハ森山ノ内、字鳥帽子ヶ嶽中俣沢江堀抜可申処、長丁場操穴堅石故、普請難出来ニ付、右萩曾村地内真之沢之水井路附廻シ、八背沢ハ野俣沢ハ堀割鎮川江合水致、字川花見ニおゐて新井分量樋ヲ以、原地江引取度、井路模様替之儀、松本御役所江奉願上、御見分之上、普請出来仕候処、一鉢深山幽谷之儀ニ候得は、寒氣之御井路欠崩れ手入行届不申ニ付、願人之内、古見村定兵衛外四人は、新開御免除奉願上、古見村伊与之丞外式人、井路模様替奉願上、右ニ付、畑方町歩之儀は、入会村々と願人示談相整規定左之通

一 畑請は、屋鋪共ニ反別五拾町歩ニ限り、新開人屋敷統江片寄境ヲ立開発致、手入不行届候而茂木立ニは致間鋪、若心得違ニ而木立ニ相成候節は、及懸合可申、其上ニ而茂等閑ニ致候ハ、元形ニ伐払可申事

但、屋鋪請式反式畝歩ヲ限り候上は、四壁江諸木相立候儀は不苦候、尤是迄屋敷構致候処、御竿請いたし過歩有之候分は、諸木伐取畑方ニ切発可申、且又、右之場所早速畑方ニ不致、追々屋敷請致候扱と申立、木立其儘差置候儀は、決而致間鋪候事

一 五拾町歩之内ニ而茂、切発不申芝地ニ而差置候分は、是迄之通入会株刈取可申事
前書之通相違無之ニ付、為後証規定為取替申処、仍而如件

松平丹波守御預所

信州筑摩郡

大池村

名主 岡右衛門

同 林之助

弘化二己年

同 喜太右衛門

与頭 重兵衛

同 常次郎

同 庄右衛門

百姓代 小兵衛

同 助七

同 平左衛門

小前惣代 半左衛門

同 龜吉

同 茂左衛門

(以下、今井村上分・下

分、小坂村、竹田村、荒

井村、中村、下和田村、

境村、衣外村、藤村、南

和田村、上神林村、水代

村、二子村、下神林村、

神戸村、神戸新田、省略)

右同人領分
同州同郡

梶海後村

庄屋 小文治

与頭 彦之丞

長百姓 源兵衛
小前惣代 伝兵衛
同 勇右衛門
(北栗林村、下神林村、省略)

内藤駿河守領分
同州同郡

古見村

願人 伊与之丞
名主 孫二右衛門
同 六郎右衛門
年寄 又左衛門
同 織之丞
同 源三郎
与頭 惣左衛門
与頭 五右衛門
小前惣代 太治右衛門
小野沢村新田
願人 七之丞
本洗馬村
願人 原八右衛門

(2) 北島正元編『土地制度史』Ⅱ 大石慎三郎氏による口絵説明文。

乍恐以書付奉願上候

信濃国筑摩郡神戸村・神戸新田、同郡今井村分江出作荒畑之儀は、至而悪作ニ而砂石多士少く年内沓毛作茂立毛立兼、連々荒地ニ罷成敷敷仕合ニ奉存候、適々碎精根起シ耕作候得共、何分秋作沓毛茂生立不申、無抛荒地ニ罷成奉恐入候、荒所之儀は、御換地之節御覽之通り、用木等ニは相成不申、薪而已私共村々山寄場所ニ御座候得は、薪直段茂下直ニ而御上納之儀出来不仕、猶又、御伝馬役中山道之内、熱川宿ノ福嶋宿迄四ヶ宿江大助郷与唱人馬相勤、其上本山宿ノ塩尻宿迄は定助郷与唱へ今井村ノ被触当、二重勤ニ罷成、八ヶ宿往返式拾七八里茂御座候処迄荷物持送り、大御通行之節は、十五才ノ六拾歳以上迄罷出候而茂引足り不申、不足之分、高賃差出、雇人馬ニ而御用弁仕候義ニ御座候而、御奉行所様江も数度奉歎願候程之儀、右ニ順シ諸夫錢相嵩必至与行立不申難渋至極仕候、前書奉申上候儀共被為聞召訳、以 御憐愍荒地之分、小物成米永内ニ御上納被為 仰付被下置候ハ、広太之御慈悲与難有仕合ニ奉存候、別紙荒地小前帳奉差上候、何卒願之通御聞濟被下置候様幾重ニ茂奉願上候、以上

信濃国筑摩郡

神戸村

- 名主 藤三郎
- 組頭 何右衛門
- 百姓代 角之丞
- 同断 定之助
- 同断 十四郎
- 神戸新田
- 名主 増藏
- 与頭 吉藏

天保五年九月

御檢地

御奉行所様

(5) 弘化二年「小前乱妨一件」丸山文書。

百姓代 定之助

三九二

(表紙)

検地仕法

天保五年八月 丸山角之丞

暉始

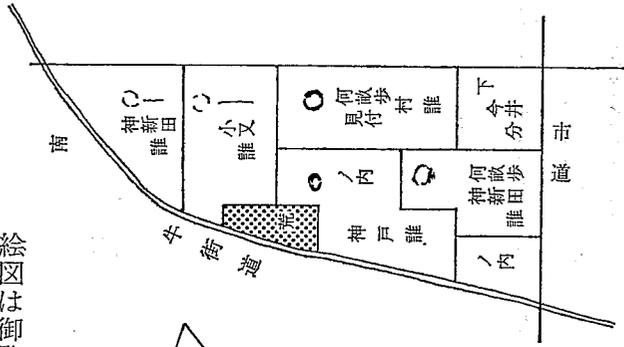


御検地之次第

暉始著述

今井村古見村江掛り用水新堰出入入組、訴答共御検地被仰付、小又・神戸新田、神戸共出作之分、八月廿一日より始り、尤其以前地引繪図帳面共、差上ル帳仕立繪図面、左ニ相記、本書は銘々扣有之候事故、爰ニ其節之次第を記し置而巳

但し、繪図は清水紙者枚くらいに耕地道を限り仕立



絵図は御覧之後下に、夫二而御案内致ス

天保五年八月
今井分御案内小前帳
—— 神戸村

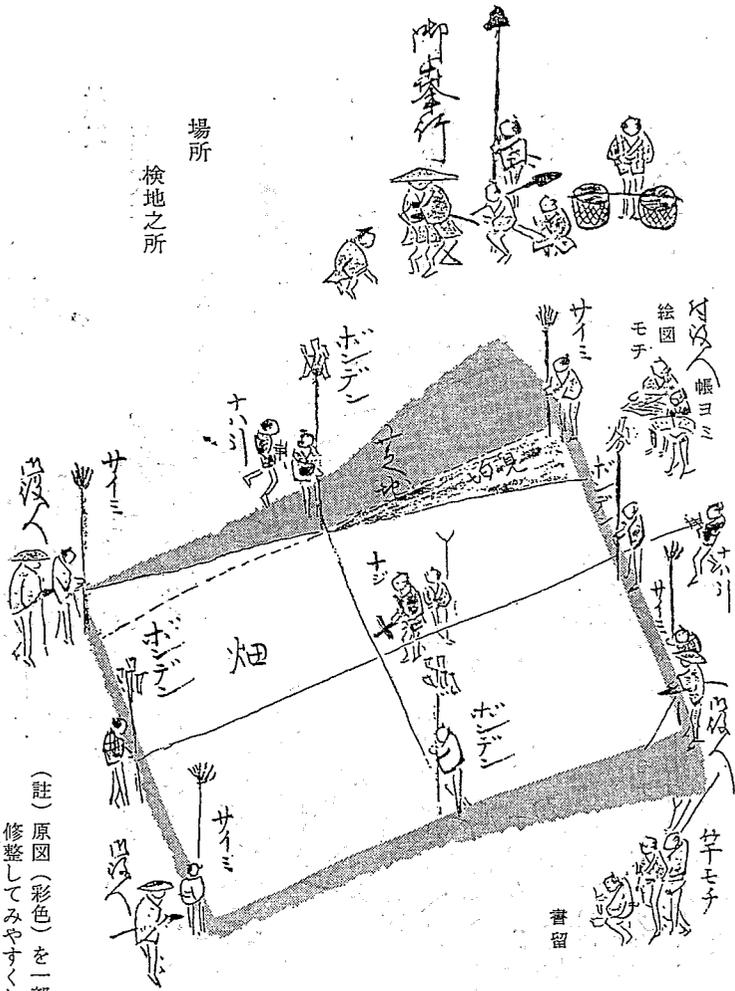
何枚二而も
ケ様二認め
荒所は御
検地之節
御見分無之
場所一枚絵図二仕立
耕地切用可申

市道何番
—— 反畝
—— 同
—— 見付
荒

一本道何番
—— 反畝
—— 見取
—— 見取

字番
—— 反畝
—— 同
誰
上今井分

場所
検地之所



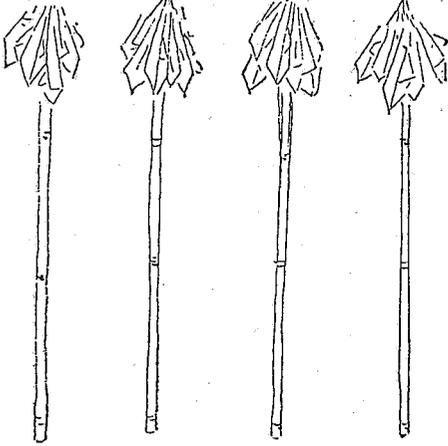
(註) 原図(彩色)を一部(畑廻り)修整してみやすくした。

右図之如く、当時立毛中ニ候得は、甚通路悪敷、サイミト云七八尺程有之竹の先へわらを結付、畑の四方へ建、其間ニ四方へぼんでんを建、夫々繩を十文字ニ張、三方ニ而四方をため、細見・ぼんでん真直ニ見通す、夫々繩の十文字ニなり候処へ老人立居、十字を入れる、此十字器如此文字之内ミぞをつき、繩の十文字へはいり候様ニ致ス、如何様成まがり畑にても、四角ニ見込直ス、右十字真直ニ入候得は、四方長短有之候共角ニ成ル、畑毎村役人帳面ニ記し置繪図面共持之、持主も罷出居、夫々御役人大音にて、元歩与御呼被成るゝ、読人大音にて、字何何十何番原畑何畝歩、見付何畝歩、是を上見付ととなへる、かな見付を下見付と云、何村何右衛門と読、夫を御書留被成候而、十字の繩の先へ御廻り繩引に声をかけさせひつばる、御役人の杖に寸尺を記し置、長と呼バ、長と答、何十何間何尺何寸と読、三方之御役人御書留、読合スと答、其事々々、又へうけたり杯と言、尤村役人も其通り記し置、

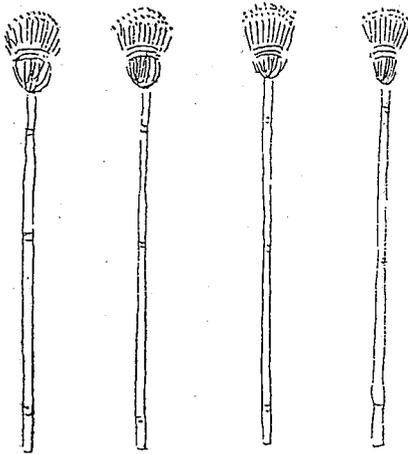
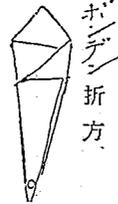
御奉行ハ、右繩張の畑くろに床机を直し腰をかけ御覽被成るゝ、夫々次の畑へおくる、前の如し、はたをへる如くにして始へ繫ぐ、四方之内芝地等御覽被成、芝地ニ二品有、くさしバ地、この木しバ地と云、芝地、柴地如此

昼前一度御休み、其節右見合反畝に被成候由、御弁当は、松林其外木かけニ御休み被成るゝ、此所ニ火を焚、茶かまにて湯をたぎらせ、土瓶あまた江せん茶を入レ、夫々へ出ス、御弁当終り御書留之帳御調べ被成、村役人江読合せ被仰付、誠ニ字々畝ニ直し候所迄、一口つゞけに御読被成、其早き事いなづまの如くにて、御改の反畝一ト筆ツ、此方の帳江記し候が間に逢不申程、夫々反別くゝり、古反別と差引、出歩御改被成候由、当村新田小又共、廿一日も廿五日昼時迄ニ濟、右廿二日、御弁当神戸新田定之助方

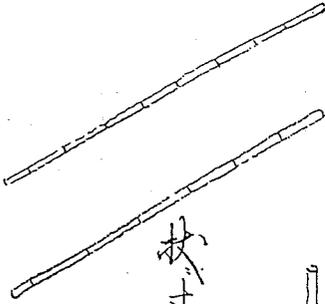
檢地道具増



杓ホン天デン
四本



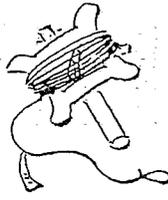
細サイ見ミ
四本



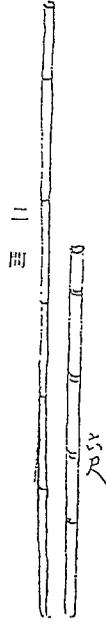
杖
寸尺有



蓆



十字



二間

間竿

二尺



又棒

御檢地御役人

御勘定御奉行

豊田藤之進

御用人

門田田門

同

高柳小三郎

御用人

峯本助市

田中新五兵衛

御用人 小泉仁助

御普請役 永井左太夫

御評定所 後藤宗太夫

書役 川添三十郎

金井勝蔵

御評定所書役 河合和三郎

見習

御評定書役
当分出役
金井清三郎

評定所
表同心
片名金左衛門

論所地改
御代官手代
野村茂市郎

神戸村同新田出作分御檢地御役人右之内

豊田藤之進
永井奎太夫
野村茂市郎
門田田門

今井村御宿

御奉行
御三方
法輪寺
白洲客殿

永井奎太夫
野村茂市郎
上下四人
与頭次郎兵衛方

後藤宗太郎
川添三十郎
金井清三郎
上下六人
名主伝左衛門方

金井勝蔵
河合和三郎
片名金左衛門
上下六人
百姓代半左衛門方

松本御出役
御奉行
御手代
百姓代平兵衛方

一 跡ニ而承り候処、絵圖ハ一枚繪圖ニ認、道境又ハ土手林等境ニ而、ちいさく切用候がよろしき由、後一枚繪圖につぐべし

此度 御公役様江差上候帳面のくゝり
上今井分

惣反別合

式拾貳町貳反三畝廿八歩

此高九拾石九斗四舛九合三勺

内 原畑八町三反四畝拾五歩

此高三拾三石三斗八舛

見附畑貳町廿壹歩

此高拾石三舛五合

見附畑壹町拾八歩

此高三石壹舛八合

下畑三畝八歩

此高貳斗五舛貳合

下々畑貳反拾貳歩

此高壹石貳舛

ノ拾卷町五反九畝廿四步

高四拾七石七斗五合

畑荒之分

残拾町六反四畝四步

下今并分

反別合五町五反六畝拾三步

高廿五石八斗七舛六合式勺四才

内 原畑三反四畝廿卷步

此高卷石三斗八舛八合

見附畑卷畝廿四步

此高九舛

見附畑式反三畝廿一步

此高七斗卷舛卷合

ノ六反六步

高式石卷斗八舛九合

畑荒之分

残四町九反六畝七步

兩今井分惣反別合

廿七町八反拾壹歩

高百拾六石八斗貳舛五合五勺四才

内拾貳町貳反歩 荒畑之分

高四拾九石八斗九舛四合

殘拾五町六反拾壹歩

高六拾六石九斗三舛壹合五勺四才

右は、日々御安内見取聞書誌

天保五午年八月 丸山角之丞

暉始(花押)

〔追記〕 本稿脱稿後、本史料の原藏者丸山久子氏が死去された。爰に慎しんで哀悼の意を表す。